

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部保険年金課

1 改正の趣旨

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正大綱」において、賦課限度額及び軽減判定所得基準額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに基づくもの、及び国民健康保険法の改正による、退職者医療制度の前倒し廃止に伴い、本市の国民健康保険条例においても同様の改正を行う。

2 賦課限度額の見直し

（1）改正理由

「令和6年度税制改正大綱」において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため、賦課限度額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するもの。

（2）改正内容

現在の賦課限度額は、基礎賦課分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護納付金分17万円であるが、後期高齢者支援金分を2万円引き上げ、24万円とする。（基礎賦課分、介護納付金分については据え置き。）（第26条関係）

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合 計
現 行	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
改正(案)	65 万円	<u>24 万円</u>	17 万円	<u>106 万円</u>

（3）施行期日

令和6年4月1日

3 軽減判定所得基準額の見直し

（1）改正理由

「令和6年度税制改正大綱」において、物価上昇の影響で応益割（均等割・平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するもの。

（2）改正内容

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る判定所得基準額について、現在は、7割軽減43万円、5割軽減43万円＋29万円×世帯人数、2割軽減43万円＋53万5千円×世帯人数であるが、世帯人数に乘じる額を、5割軽減は5千円引き上げて、43万円＋29万5千円×世帯人数、2割軽減は1万円引き上げて、

4 3 万円 + 5 4 万 5 千円 × 世帯人数とする。(第 3 5 条関係)

	現行	改正後
7 割軽減 基準額	基礎控除額 (43 万円) + <u>10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>	基礎控除額 (43 万円) + <u>10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>
5 割軽減 基準額	基礎控除額 (43 万円) + <u>29 万円 × (被保険者数 ※ 2) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>	基礎控除額 (43 万円) + <u>29.5 万円 × (被保険者数 ※ 2) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>
2 割軽減 基準額	基礎控除額 (43 万円) + <u>53.5 万円 × (被保険者数 ※ 2) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>	基礎控除額 (43 万円) + <u>54.5 万円 × (被保険者数 ※ 2) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※ 1)</u>

※ 1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が 2 人以上の場合のみ。

※ 2 特定同一世帯所属者を含む。

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 退職者医療制度の廃止

(1) 改正理由

退職者医療制度は平成 20 年度から経過措置として継続していたが、対象者が減少して保険者間の財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コストの削減を図る観点等から前倒しして制度が廃止されることとなったため、所要の改正を行うもの。

※退職者医療制度

- ・医療費の多くかかる高齢退職者が、被用者保険から国民健康保険に移ることによる、国民健康保険財政への影響を、被用者保険にも負担してもらう仕組み。

(2) 改正内容

国民健康保険法の改正に伴う規定整備。

(3) 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

5 今後の予定

令和 6 年 2 月

定例議会 当初議案 提出予定

令和 6 年 4 月 1 日

改正条例施行